

情報公開・個人情報保護制度

相楽広域行政組合（木津川市・笠置町・和束町・精華町・南山城村の1市3町1村で構成）では、住民の知る権利に応えるため情報公開条例を制定し、開かれた行政運営に努めております。

また、個人情報を取扱う場合に、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ個人の権利保護にも留意すべく、個人情報の保護に関する法律施行条例を制定しております。

さらに、組合では判断が難しい場合など、第三者機関である「相楽広域行政組合情報公開・個人情報保護審査会」に諮問し、より適切な対応ができるよう制度が整えられています。

令和4年度運用状況について

	情報公開	個人情報保護
開示請求	0件	0件
決定	—	—
不服申立	0件	0件

情報公開制度について

請求できる方

情報の開示請求はどなたでもできます。

開示対象文書

組合職員が職務上作成、又は取得した文書、図画、写真、電磁的記録で、職員が組織的に使うために決裁、供覧等の手続が終了して管理されているもの。ただし、一般に容易に入手・利用できるものは除きます。

請求方法

所定の様式に必要事項をご記入のうえ、下記の組合事務局まで提出してください。

個人情報保護制度について

個人情報とは

個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、文書、図画、写真等に記録されたもの。

開示請求

情報の開示請求はどなたでもできます。また、未成年や成年被後見人の法定代理人、保佐人又は補助人も本人に代わって請求することができます。

お問い合わせ先

詳しくは、下記までお問い合わせください。

〒619-0214 木津川市木津上戸 15

相楽広域行政組合事務局

TEL (0774) 72-0421